

明朝末期、西南中国における火器普及の一側面

久芳, 崇
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25808>

出版情報：九州大学東洋史論集. 31, pp.90-105, 2003-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

明朝末期、西南中国における火器普及の一側面

久 芳 崇

はじめに

本稿は、十六世紀後半から十七世紀前半にかけて、倭寇討伐や反乱鎮圧などに従事した浙江温州府金郷衛出身の武将陳寅の足跡を通じて、明朝末期の西南中国における火器普及の一側面について検討を加えようとするものである。

明朝における火器の製造に関して有馬成甫氏は、万曆『大明会典』所収の記述⁽¹⁾から、当初火器の製造は兵仗局に限定され、王朝の厳格な統制のもとに管理されていた。しかし、時勢の推移とともにその需要が高まる中で、十五世紀以降兵仗局による統制は弛緩し、十五世紀半ばからは軍器局、また十五世紀末から十六世紀半ばにかけては辺境の一部の衛所でも火器が製造されるようになった、と述べている⁽²⁾。また、奥山憲夫氏も、十五世紀になると火器の製造・管理に対する兵仗局の統制が弛緩し、地方において兵仗局よりも優れた火器が製造されるようになる、と論じている⁽³⁾。つまり、十六世紀半ばの時点において、明朝では中央の兵仗局の他、一部の地方の衛所においても火器が製造されるようになったとするのが従来の見解であるといえよう。

ところで、周知のように世界的な軍事革命の時代と称される十六・十七世紀は、明朝にとつてもまた火器の本格的導入・普及に代表される軍事革命の時代であった⁽⁴⁾。十六世紀半ば以降のポルトガルの東漸にともなう仏郎機砲や鉄砲など、従来の中国伝統の火器に比して命中精度や連発耐久性に優れた西洋式の新型火器の伝来は、明朝の火器技術を飛

躍的に向上させる契機となった。また「北虜南倭」と称される中国北方のモンゴルや東南沿岸地域の倭寇による劫略、十六世紀末の万曆三大征（寧夏における哱拜の乱、豊臣政権の朝鮮の役、四川播州における楊応龍の乱）、十七世紀より展開される対女真戦争など、当該時期における継続的な軍事的緊張状態は、各々の状況に対応する大小様々な火器の大量製造と導入・配備を促進させる原動力となった。こうした十六世紀半ばから十七世紀初めにかけての火器技術の伝播を担った人々は、倭寇を中心とする交易従事者や戦争被虜人たちであった。しかし、当該時期における、火器技術の受容を経た後の、明朝における製造・配備などといった火器普及の実態については、なお不明な点が多い。

これに対し、筆者はさきに拙稿「十六世紀末、日本式鉄砲の明朝への伝播―万曆朝鮮の役から播州楊応龍の乱へ―」において、朝鮮の役で明軍の捕虜とされた日本兵の一部が、朝鮮の役終結後の四川播州における楊応龍の乱鎮圧の過程で鉄砲隊として動員され、最新の日本式鉄砲が明朝へ伝播する契機となったことについて明らかにした。そして、楊応龍の乱終結後、中国各地では朝鮮の役や楊応龍の乱に従軍し、日本式鉄砲の威力を認識した明軍各将によって鉄砲が中国各地へ伝播されたのではないかと推定した⁵⁰。本稿は、前稿での考察を踏まえ、十六世紀後半から十七世紀前半にかけての倭寇討伐や朝鮮の役、楊応龍の乱などに従軍した武将陳寅を中心とする個人的な人間関係により、西南中国において火器が製造・配備されてゆく実態を通して、従来の研究では空白となっている明朝末期における火器普及の一側面を明らかにしようとするものである。

一 陳寅の履歴

冒頭で述べた陳寅の略歴については、康熙『平陽県志』巻一「人物」に、

陳寅、字賓陽、世居金郷。膂力絶人、能追及奔馬、倒拖其尾以帰。曾遇異人、授兵書。万曆間、以将才薦為金盤備倭、著名海上、歴貴州參将。土司楊応龍叛、朝命劉綎総兵、寅副之。及征閩白、亦以寅副。屢建大功、賜蟒玉。転

明朝末期、西南中国における火器普及の一側面（久芳）

掛印総兵、坐鎮黔南二十余年、苗民畏服。縦與杜松死遼左、朝廷思用宿将、廷推寅。提兵山海星馳受事、以老疾卒。追贈太子少傅榮祿大夫、賜祭葬、廢二子世襲金鄉衛指揮、次子邦傳歷劍南副将。

とあり、彼が十六世紀後半から十七世紀前半にかけて、倭寇防備の重要拠点であった浙江で武官に着任したのを皮切りに、楊応龍の乱や朝鮮の役鎮庄に従軍するなど、当該時期における明軍の最前線で活躍した武将であることが確認できる。一方彼は、後述するように、趙士楨『神器譜』に西洋式の鉄砲の所持者として記載される人物でもあるが、先行研究では明軍の最前線で活躍した武将ということと西洋式鉄砲の所持者ということが関連づけて論じられることはなかった。本節では、陳寅に関する断片的史料を素材に、右に掲げた康熙『平陽県志』の記述に訂正・肉付けを行う。次いで陳寅を取り巻く当該時期の軍事的社会的環境との関わりを通じて、彼が実績を重ね火器に習熟する過程を明らかにしたい。

さて、右に掲げた康熙『平陽県志』の記述によれば、陳寅は、万暦年間に入り「金盤備倭」となっている。この「金盤備倭」とは、万暦『温州府志』卷六「海防」に、

浙東設総督一員、金盤名色把総一員。嘉靖三十五年、総督改設参将、復設金盤備倭把総、專管水関、統領兵船、駐箭瑞安。隆慶年間、移駐寧村所。

とあり、後期倭寇の猖獗を極めた時期である嘉靖三十五年（一五五六）に設けられたという金盤備倭把総を指すものである。すなわち、万暦年間に金盤備倭把総に着任した陳寅は、温州府寧村所を拠点に、兵船を統轄して倭寇討伐に従事したものと考えられる。以降金盤備倭把総時代の陳寅について、その行状を記す具体的史料は、管見の及ぶ限り見出すことができない。ただし、彼が倭寇討伐に少なからぬ成果を収めたであろうことは、「著名海上」とあり、また、彼がその後金盤備倭把総から明軍の中枢機関である京宮へ、遊撃將軍として昇任したことから推測することができる。

『神器譜』卷二「原銃・上」に、

于万暦二十四年、遊撃將軍陳寅到京、示臣西洋番鳥銃。較倭鳥銃稍長。其機撥之則落、弹出自起。用藥一錢、鉛彈

八分。其制輕便。但比旧鳥銃、只遠五六十步。

とある。すなわち、万曆二十四年（一五九六）、京營遊撃として北京に到来した陳寅が、自身の所持する「西洋番鳥銃」を『神器譜』の著者趙士楨に示したというのである。万曆二十四年は、その四年前よりはじまった朝鮮の役が未だ終結せず、同年九月には講和交渉が破綻するなど、日本の脅威がなお継続している時期であった。

ここで注目すべきは、彼が「西洋番鳥銃」を所持していたという点である。周知のように、朝鮮の役においては日本軍の鉄砲が明軍の脅威となったが、その結果明朝では日本軍の鉄砲に対抗しうる火器に対する関心が高まった。『神器譜』巻一「聖旨八道」に、

万曆二十五年、條上東援用兵八害、内議番銃足以破倭鳥銃。兵部題覆、令京營具式、轉咨工部製造。奉聖旨、是二十六年五月、因京營無式、恭進嚙蜜西洋等銃。

とある。万曆二十五年、日本軍の鉄砲を凌駕するという「番銃」（外来の鉄砲）について議したが、京營に範とすべきモデルが無いことから、翌年、趙士楨がオスマン帝国からもたらされた鉄砲である嚙蜜銃や西洋式の鉄砲などの火器を進呈したというのである。⁷⁾。ここにある西洋式の鉄砲は、上述したように、その前々年、趙士楨が陳寅から示された「西洋番鳥銃」と同様のモデルであろう。すなわち、日本式鉄砲に対抗しうる「西洋番鳥銃」の導入に、陳寅が関係していた可能性が高い。また、当時火器に対する関心が高まる中で、「西洋番鳥銃」を所持する陳寅が京營へ招聘されたことは、その一因として彼が鉄砲などの火器に精通していたということを想定させるものである。

では、なぜ陳寅は「西洋番鳥銃」を入手しえたのであろうか。明代における鉄砲の伝来については、従来の研究では概ね鄭若曾『籌海図編』などの記述から、その製法がまずポルトガルから伝来したが精妙には模造できず、次いで嘉靖二十七年（一五四八）に、密貿易の拠点として倭寇の巢窟となっていた浙江の双嶼を明軍が攻撃した際、倭寇側より獲得した鉄砲、及び捕虜となった日本人を通して日本式鉄砲が伝来したと推定されている。⁸⁾。またゴンサーレス・デ・メンドーサ『シナ大王国誌』第二部一卷二五章には、万曆三年（一五七五）、福州における状況として、

ビレイ（巡撫）は一行のもとにひとをつかわして、エスパニヤの軍人が帯びていた剣を一振りと火繩銃を一挺、それに火薬壺一個を借用したい、それらをまねて制作してみたいからと要請した。そこで軍人たちはこれを送ってやった。あまり精巧ではないが、それを模造したということであつた。⁹⁰

とあり、スペインの鉄砲が福建に伝来したことを伝えている。こうしたことから、嘉靖から万暦年間にかけての浙江や福建など中国東南の沿岸地域は、鉄砲を所持し、或いはその製法に通じたポルトガル人や日本人、スペイン人などの密接な関係から、各種の鉄砲を入手し模造しうる環境にあつたといえよう。「西洋番鳥銃」が具体的にどこの鉄砲を指すのかについては不明であるが、陳寅がそうした外国の鉄砲を所持していたことは、彼が海外諸勢力と頻繁に接触する浙江沿岸地域において軍務に従事していたことによるものであるといえよう。

さて、上述したように、金盤備倭把総から京営遊撃へ昇任した陳寅であるが、彼はその後、朝鮮の役へと出征することになる。『神宗実録』卷三二〇、万暦二十五年五月丙申の条に、

以京営參將陳寅、千總謝用梓、為薊遼軍門標下、訓領南兵將官。從邢玠請也。

とある。すなわち、薊遼總督邢玠の要請により、京営參將陳寅を朝鮮の役鎮庄軍に編入し、「南兵」を統率させたといふのである。「南兵」とは、火器を用いた戦闘を得意とする浙江の兵を指す⁹¹。万暦二十五年、講和交渉破綻の結果日本軍が再び朝鮮への派兵を開始したのを承け、明朝の救援軍を統率する薊遼總督邢玠は、精銳な最新式の鉄砲を装備する日本軍に対抗すべく、浙江出身で倭寇討伐の経験があり、鉄砲などの火器に精通する陳寅を救援軍の將領の一員として招集することにしたのであろう⁹²。『兩朝平攘錄』卷四「日本・下」に、

上疏奏報、乃將各處兵馬四万余人、分為三協。左協副總兵李如梅、統領馬步三千六人。武將廬得功、遊擊。董正誼、遊擊。茅国器、遊擊。陳寅、南兵遊擊。陳大綱、川兵千總。

とあるように、副總兵李如梅の配下に編入された陳寅は、日本軍の主力の駐屯する蔚山へと進軍し、同年十二月、加藤清正率いる日本軍と干戈を交えた。『明史紀事本末』卷六二「援朝鮮」に、

二十三日、乃進攻蔚山。……倭尽奔島山、於前連築三寨。……倭堅壁不出。方力攻山寨時、裨將陳寅、身先士卒、冒彈矢勇呼而上、砍柵兩重。

とあり、陳寅が兵卒を率いて蔚山城の周囲に築かれた防柵を突破し、日本軍に対して大きな打撃を与えていることが確認できる。しかし、『神宗実録』卷三二七、万曆二十五年十二月丁亥の条に、

陳寅乘勝登蔚城、援砲鼓之可滅。此朝食忽鳴金而退。鎬不欲寅功在李如梅上也。故功垂成而復敗。

とある。すなわち、柵を突破した陳寅が、勢いに乗じて日本軍の籠城する蔚山城に突入しようとしたところ、蔚山の明軍を指揮する經理楊鎬の命令により退却を余儀なくされ、結果明軍は敗北したというのである^(註)。この後、申盡『再造藩邦志』卷四に、

二十五日……遊擊陳寅中丸、昇還京城。

とあるように、陳寅は日本軍の鉄砲に被弾して傷を負い、京城（漢城）へと送還される。

『宣祖実録』卷九六、宣祖三十一年（万曆二十六・一五九八）正月丙午の条には、

上幸陳遊擊寅館処接見。上曰、以小邦之故、風雪遠路、親冒矢石、以致重傷。不知所言。遊擊曰、上年蔚山之役也、至十二月二十三日、騎兵先到、攻破蔚山外柵。翌日、俺領步兵共破内木柵三重、至石窟下。城堅、攻之未易下。欲以積草而焚之、人持一束而上。銃丸如雨、近者輒倒、無敢撲城者。欲以大砲撞破、而城高勢仰、不得施技。俺謂楊麻兩爺曰、看今日之勢、似難輕舉。徐竣工、大軍齊到、一舉而蹂躪之。經理曰、當攻外城之時、汝既先登。汝軍之勇健冠於諸軍、須急攻勿失也。俺遂唾掌奮銳、賈勇先登。賊丸中齒、而小無怖心。益勵士卒、鷹揚鶻擊、而丸又中腿。隔於超距、遂乃退步。思之至今、不勝忸怩。

とあり、負傷して漢城に送還された陳寅と朝鮮王宣祖との会談の中で、陳寅自身による蔚山での戦闘についての述懐が記されている。ここで注目すべきは、日本軍による鉄砲の掃射が行われる中、陳寅が大砲を用いて蔚山の城塞を突破しようとしていた点である。火器に習熟した陳寅が、日本軍に対抗して火器を積極的に活用しようとしたことを看取する

ことができよう。また、彼が日本軍の鉄砲に被弾して負傷したことも、鉄砲による集中射撃の威力を十分に再認識せしめたであろう。なお、同書同巻同条には、陳寅が宣祖に対し自身の経歴について言及する以下のような記述もある。

遊撃曰：…吾自年十七八歳、従事於討倭、今至四十余年、豈不知倭情乎。倭賊不足畏也。上曰、大人曾属戚総兵軍中乎。遊撃曰、戚継光時、吾年尚幼、未及従軍。與劉縯父親従事、而亦與兪大猷同行於戎陣之間。兪公之文武兼材、當時之人極稱之。

十代後半で倭寇討伐に従事し、「今至四十余年」とあることから、当時の陳寅の年齢は六十歳前後であったものと推定される。また、彼はかつて倭寇討伐で高名な武将兪大猷に同行した経験があるという。このことは、彼が火器に習熟する過程において少なからぬ影響を与えたであろう。

その後の朝鮮における陳寅については、当時朝鮮王朝の重臣であった申欽『象村集』巻五七「志・曹副総票下官」に、陳寅、号賓陽、浙江温州府金郷衛人。以欽差統領薊鎮永平添防南北官兵遊撃將軍署都指揮僉事、領歩軍三千八百五十。丁酉（万曆二十五年）十一月、出来島山之役、中丸昇還京城。出資関羽廟於南大門外。己亥（万曆二十七年）四月回去。

とあるように、漢城の南大門外における関羽廟建設の費用を供出した後、朝鮮の役終結の翌年、万曆二十七年（一五九九）四月に明朝へ帰還している¹³⁾。

さて、明朝へ帰還した後、陳寅は同年、貴州副総兵として四川播州における土司楊応龍の乱鎮圧に投入されることになる。『兩朝平懐録』巻五「播・上」に、

大将総兵李応祥、起用京宮総兵改任、隸以副総兵陳寅、參將楊顛…。

とあるように、陳寅は貴州総兵李応祥の配下に編入され、朝鮮から四川播州へと転戦し、明軍の最前線において乱の鎮圧にあたる。湖広川貴軍務総督兼四川巡撫として明軍を統率した李化龍が上奏や軍令を彙集した『平播全書』所収の奏議には、万曆二十八年（一六〇〇）三月、陳寅が火器を活用して楊応龍軍を攻略する状況を次のように記している。

① 拋貴州征播總兵官李応祥呈報稱、三月初二日、拋副總兵陳寅、奉令統領土官蒙詔、土舍莫芳、領兵把總安世珍等、探得四牌叛賊、聚集堵截。職等黎明直抵播地。旋水賊悉布陣虎兵、當先棄弩亂射。當有我兵鼓勇、火器銃彈齊發、槍牌抵敵、大獲全勝。(卷三「奏議・克桑木関烏江関三報捷音疏」)

② 准統征播總兵官李応祥手本、拋副總兵陳寅、原任參將蔡兆吉報稱、奉令統率土官蒙詔、楊治隆、張元虎、楊燧、舍把莫芳……等漢土官兵、於三月初七日、前去攻勦四牌高囤、龍水囤、賊衆下囤、拒敵突戰。官兵前後夾攻、并用火器衝擊、賊力不支。(卷四「奏議・攻剋婁山崖門等関四報捷音疏」)

すなわち、陳寅率いる明朝と土司の部隊が、火器を活用して楊応龍軍を圧倒し、勝利を収めたというのである。『平播全書』からは、陳寅の使用した火器についての具体的記述を見出だすことはできないが、同じく朝鮮の役から楊応龍の乱に転戦した総兵劉綎が、乱鎮庄の際、朝鮮の役において鹵獲し自軍に取り入れた鉄砲や日本兵捕虜を活用している⁽¹⁴⁾ことから、陳寅もそれらを活用した可能性がある。浙江での倭寇討伐で火器の有効性を認識し、その後精鋭な鉄砲を装備する日本軍との激戦を経て播州に赴いた陳寅は、火器を主要兵器として活用し、火器を装備していなかった楊応龍軍を攻略したのである。以後同年六月の乱の最終局面においても、陳寅の部隊は、劉綎の部隊などとともに楊応龍軍の城塞に突入し、数年来にわたり鎮庄困難であった楊応龍軍を一気に鎮庄することに成功した⁽¹⁵⁾。

楊応龍の乱平定後、陳寅は貴州から雲南へと転任する。康熙『雲南通志』卷一六下「師旅考」には、万曆三十三年(一六〇五)のこととして、

陳用賓遣副將陳寅、禽緬目多罕、復蛮莫界。

とあり、陳寅が雲南巡撫陳用賓のもと、副総兵として該地の緬目(ビルマ系原住民)の反乱鎮庄に従事していたことが確認できる。しかし『神宗実録』卷四二二、万曆三十四年六月癸卯の条に、

雲南緬夷阿瓦、擁衆數萬、攻囲木邦宣慰司。我軍不援失之。事聞、黜鎮守副総兵陳寅、錮其終身、遊擊劉素併罷。とあり、雲南緬夷阿瓦の軍勢數万が木邦宣慰司に來寇した際、陳寅は救援に赴かなかつたことから罪を得て罷免された

ことを伝えている。

こうして失脚した陳寅は、本籍地である浙江温州府へと帰郷する運びとなるが、その帰途、先の貴州副総兵時代の着任地であった平越衛に立ち寄る。その際貴州布政司参政として該地に駐在し新鎮道を統轄していた盛萬年の要請により再び貴州副総兵となり、以後十余年にわたって該地における火器普及に中心的役割を果たしてゆくことになるが、この点については次節でとりあげる。

二 西南中国における火器の普及について

前節では、陳寅が十六世紀後半における海外諸勢力との接触や戦乱の中で、実績を重ね火器に習熟する過程について検討した。本節では、前節の終わりで触れた貴州布政司参政・盛萬年という人物について、現存する彼の著作であり、天啓三年（一六二三）の自序が附されている『拙政編』^⑤を主要な史料として、諸地方志所収の断片的史料をも参照しながらその履歴を再構成し、さらに彼と陳寅とが新鎮道における火器の普及に中心的役割を果たす状況について検討を加え、最後にその後の西南中国における火器の普及について、若干の考察を試みたい。

盛萬年は、浙江嘉興府秀水の出身で、万曆十一年（一五八三）に進士となっている。万曆二十二年に福建按察司副使、万曆二十六年に広東布政司参政になった後、万曆三十五年（一六〇七）に貴州布政司参政となり新鎮道に赴任した。著作として、広東布政司参政時代の倭寇対策の兵書『嶺西水陸兵紀』^⑥、及び上述の福建按察司副使就任以降の回想録である『拙政編』がある。

倭寇討伐を目的に、兵船や州県城における火器の配備を詳細に記した『嶺西水陸兵紀』をみれば、盛萬年が広東赴任時代、倭寇討伐を通じて既に火器の有効性を認識していたことが知られる。乾隆『浙江通志』卷一七一「人物四・武功一」には、盛萬年の広東布政司参政時代の行状について記し、

盛萬年：授刑部主事、歷遷廣東參政、分守嶺西。辛丑（万曆二十九年）四月、倭寇。吳川邑故濱海、憑限門為天險。聞有海舶、名曰體者、往來貿易。奸徒勾倭、藏其中、入限門、登陸焚劫。萬年購義勇、配狼兵、協力出戰、賊宵遁。五月、倭大率寇雷州。萬年在高州、聞報曰、高雷相去六百里。從陸往、賊必知之。非拒則道若從海道、一日可里。出其不意、必成擒矣。乃料戰艦六十艘、揚颿抵雷。倭方踞民廬轟飲。官軍從市口撤屋而焚之、賊奔突不得出。藏馬。六月、倭寇廉州。萬年又令遊擊黃某拒之、俘賊五十、沈其艘二。自是賊不敢復寇粵。

とあり、彼が広東において倭寇討伐に従事し成果を収めていることが確認できる。『拙政編』『東粵事實計十三條』には、彼がこの倭寇討伐の際に火器を活用した状況について、以下のように記している。

万曆辛丑（二十九年）四月、忽報倭人入寇吳川。：前鋒執日本大軍之旗、攻剽城下。：倭方擁婦女轟飲、不知有兵。及火器齊發破其門、賊勢窮蹙。

すなわち、万曆二十九年（一六〇一）に倭寇が広東高州府の吳川を劫略した際、明軍側は火器の一斉射撃によって倭寇を却けたというのである。このように、中国南方の沿岸地域において、十六世紀末から十七世紀初めにかけてなおも沈静化せずに継続していた倭寇被害に対し、盛萬年が火器を活用して鎮圧したことが知られる。盛萬年は、『嶺西水陸兵紀』において、火器を大規模に配備し倭寇対策を図ることを詳細に擬議している。現実的にこうした施策を十全に実施することは困難であつただろうが、倭寇討伐における火器の有効性を、盛萬年は十分理解していたのである。ただし、『嶺西水陸兵紀』には火器の製造や操作法に関する具体的記述はみられない。盛萬年が必ずしも火器の製造・操作に習熟していた訳ではなく、あくまで火器配備を指揮する立場としての記述であることは留意すべきであろう。

広東において倭寇討伐に従事し、兵器としての火器の有効性を認識した盛萬年が、次に赴任したのが貴州東部の新鎮道である。『拙政編』『黔南新鎮道事實計三條』には、新鎮道を統轄した盛萬年が、陳寅とともに火器を製造・配備してゆく状況について、次のように記している。

余自丁未（万曆三十五年）入黔中、守新鎮道、駐筍平越。：黔中僻遠而偏小、士民與苗仲雜處。無

兵力無器械、至于火藥火器了不知也。適滇南副總陳寅、以軍政罷官而歸、行至平越。余見其人頗精彩可用、又專精火器、遂留之。彼亦欣然措処。買鉄、及買硝黃于荊州、托其製造。而苗仲初不知火器為何物。及試與一看、無不吐舌相戒、不敢輕犯。乃製百餘件、分發各州縣、令人做習。故諸苗亦既心惕、而又以理以情。為之処分、遂聽約束降。又歲餘而撫台瑞芝胡公至。與寅同征播、素知之。遂留帳下為練兵官、大造火器。于是黔中始知兵間有火器一事。實余為之嚆矢也。

ここには、貴州布政司参政として新鎮道を統轄する盛萬年と、雲南副總兵を罷免されて帰郷途中であつた陳寅とが、火器を大々的に製造・配備し、該地の諸苗族統治に活用する過程が詳細に記されている。

この『拙政編』の記述から着目すべき事項を示すとすれば、以下のようなになる。第一に、十七世紀初めの貴州新鎮道では、盛萬年と陳寅という火器に関する知識を有する人物との個人的な人間関係が、火器普及の重要な契機となつたという点である。第二に、貴州布政司参政という新鎮道の行財政を統轄する立場にあつた盛萬年の主導により、火器の製造・配備が推進されたという点である。火器の製造に精通した人材の発掘と登用、火藥の原料となる硝石や硫黄など火器の製造に必要な物資の調達、各州県への火器の配備・操作教授の指示など、盛萬年が軍事的側面においてもイニシアティブを掌握していたことが看取できる。

周知のように、十七世紀以降の明朝では、東北の対女真戦線において、火器が国家主導により大量に導入されるようになる。それに対して、同時期における他の個々の地方において如何なる形で火器が普及してゆくのかについては、従来殆ど検討されていない。『拙政編』の記述は、貴州新鎮道という西南中国における火器普及の一面を具体的に伝えるものであるといえよう。

なお、上述したように、盛萬年自身、火器の製造や操作法に関しては、それ程習熟している訳ではなかったものと考えられる。火器の製造や操作法、火器を導入した軍隊編成や練兵など現場レベルでの軍事活動全般においては、陳寅が中心的立場にあつたのであろう。『拙政編』の記述からは、陳寅が当初、どのような官に就いたかについては不明であ

るが、私的な幕僚として傘下に組み込まれたもと想定される。また、冒頭で述べたように、筆者は前稿において、朝鮮の役で明軍の捕虜とされた日本兵が、明朝における日本式鉄砲の普及に影響を与えたことについて論じた。陳寅が日本兵捕虜を傘下に収容したことを示す直接的な史料は、管見の及ぶ限り見出すことはできないが、彼が朝鮮において日本式鉄砲に習熟し、その技術を貴州において伝導した可能性も考えられよう¹³⁾。

さて、最後に、貴州新鎮道における火器普及より後の、西南中国における火器普及の一側面について、若干の考察を試みたい。盛萬年は貴州布政司参政から貴州按察使に昇進した後、万曆四十五年（一六一七）に広西の按察司副使となり、賓州に転任して右江兵巡道に任じられる。乾隆『広西通志』卷六八「名宦・明」には、彼の広西赴任時代の状況について記して、

盛萬年：…万曆四十五年、任右江巡道、駐賓州。歲戊午（万曆四十六年）旱魃為虐、所轄十餘城、郊境尽赤、道殣相望。谿崗、林箐諸蠻、乘機嘯聚、窺逼城池。土官偽檄、調兵侵地。龍城一帶、遠迹震恐。萬年力請當事、得一旅、為簡材官謀勇、指授方略、以少擊衆、斬獲無算。又秘製火器、設伏殲之。諸賊聞風胆落。

とある。すなわち、広西按察司副使着任翌年の万曆四十六年（一六一八）、賓州就近地方は旱魃となり、その混乱に乗じて谿崗など該地の諸民族が蜂起した。彼らは各地を劫略しながら州県城に逼る勢いであった。盛萬年は進んで彼らを鎮圧せんことを請い、武卒を選抜するなど自ら積極的に部隊を編成・指揮し、大いに成果を上げた。また、独自に火器を製造して有効に活用し、その結果彼らを殲滅したというのである。貴州新鎮道同様、広西においても盛萬年が該地の諸民族の鎮圧・統治に火器を有効に活用していることが確認できる。とりわけ「秘製火器」とあるのは注目されよう。貴州において陳寅という火器に習熟した人物との交流を経た盛萬年が、広西において積極的に火器の普及につとめた状況が窺える。

一方、陳寅は、以後も引き続き副総兵として貴州における苗族招撫・反乱鎮圧に従事した。『神宗実録』卷五一二、万曆四十一年（一六一三）九月丁巳の条には、

貴州撫臣拳救剿処蜡業、阿袍、克之。初普安衛指揮王嗣統、單騎追敵賊、為賊首蜡業、阿袍所害。撫臣因其圍險党衆、未可猝制、許以帛款、為之請命。二酋陽順陰逆、剽掠官商、劫害差役、叛乱益甚。于是撫臣胡桂芳、檄宣慰安堯臣等、会同副總兵陳寅、協力討之。擒斬功級二百余名、招撫庄寨百有余。処列文武將吏功次以聞。

とあり、陳寅が貴州巡撫胡桂芳のもと、該地における反乱鎮圧に成果を収めていることが確認できる。彼のこうした活動の背景にも、火器が何らかの形で製造・配備されたであろうことが想定される。

前節冒頭で掲げた康熙『平陽県志』の記述によれば、その六年後の万曆四十七年（一六一九）、遼東でのサルプの戦いにおいて、劉綎や杜松ら率いる明軍が女真軍に大敗したのを承け、朝廷は歴戦の武將を対女真戦線に投入する方針を採り、陳寅に白羽の矢を立てたが、彼は老齢のために程なく卒したという。雲南からの帰郷途中に再度貴州副総兵となり、該地にとどまること十余年、陳寅の歴年の武功が、遠く中央にまで届いていたことを窺わせる結末であったといえるだろう。

おわりに

本稿の考察を要約すると以下のようになる。

浙江温州で金盤備倭把総となり、海外諸勢力との接触を経るとともに倭寇討伐に成果を収めた武將陳寅は、京官遊撃に昇任して「西洋番鳥銃」導入に関与した後、精鋭な鉄砲を装備する日本軍との戦闘たる朝鮮の役や四川播州における楊応龍の乱に従軍する。こうした十六世紀後半の中国周縁部における「軍事革命」の中で、陳寅は火器の操作・製造に習熟するようになる。『拙政編』の記述からは、十七世紀初めの貴州新鎮道において、火器に習熟した陳寅が、同じく広東における倭寇対策を通じて火器の有効性を認識した貴州布政司参政・盛萬年とともに火器普及に重要な役割を果たす様相を看取することができる。

ただしいうまでもなく、本稿の考察で示した以上の事柄は、あくまで断片的史料から得られた陳寅、及び盛萬年という一個人の事例を通じて、明朝末期の西南中国における火器普及の一側面をあらわしているに過ぎない。また、こうしたことにより火器が広汎にわたり浸透してゆくという訳ではなかったであろう。しかし、本稿での考察を通じて、明朝初期の厳しい管理下における火器の統制や、十七世紀以降の対女真戦線における国家主導による火器の導入とは別に、個人的な人間関係による私的な形での火器普及の側面を看取することができるように思われる。周知のように、明朝は対女真戦線において、イエズス会士の協力を得て西洋式の大形火器の導入を国家主導で進めてゆくが、それに対して、本稿で検討したような地方における火器普及の実態については、従来殆ど検討されてこなかった。対女真戦線における火器使用の実態を具体的に考察するとともに、他の諸地方における火器普及の諸相について検討することが、今後の課題といえるだろう。

註

- (1) 万曆『大明会典』卷一九三「軍器軍裝二・火器」。
- (2) 有馬成甫『火砲の起源とその伝流』(吉川弘文館、一九六二年)一五六〜一五七頁、一五九〜一六二頁。
- (3) 奥山憲夫「明代中期の京営に関する一考察」『明代史研究』八号、一九八〇年)一二一〜一五頁。
- (4) ジェフリ・パーカー(大久保桂子訳)『長篠合戦の世界史』(同文館、一九九五年)、岸本美緒『東アジアの「近世」』(山川出版社、一九九八年)、等参照。
- (5) 拙稿「十六世紀末、日本式鉄砲の明朝への伝播―万曆朝鮮の役から播州楊応龍の乱へ」『東洋学報』八四卷一号、二〇〇二年、以下拙稿「日本式鉄砲」と略称)四九頁。
- (6) 朝鮮の役に従軍した武将としての陳寅について言及した先行研究としては、徳富猪一郎『近世日本国民史・豊臣氏時代』己編

明朝末期、西南中国における火器普及の一側面(久芳)

(民友社、一九二二年)、李炯錫『壬辰戦乱史』中(東洋図書出版、一九七七年)、等がある。また西洋式の鉄砲の所持者として彼に触れた先行研究としては、Joseph Needham, *Science and civilisation in China, Vol.5: Chemistry and chemical technology*, Pt.7: *Military technology: The gunpowder epic*, Cambridge University Press, 1986 等がある。

(7) 和田博徳「明代の鉄砲伝来とオスマン帝国」『史学』三一巻一—四号、一九五八年)六九四—六九五頁。

(8) 明代における鉄砲の伝来に関する先行研究については、拙稿「日本式鉄砲」五〇—五一頁、参照。

(9) ゴンサーレス・デ・メンドーサ(長南実等訳)『シナ大王国誌』(岩波書店、一九六五年)三五五頁。

(10) 李光濤『朝鮮「壬辰倭禍」研究』(中央研究院歴史語言研究所、一九七二年)九六頁。

(11) なお、『神器譜』巻一に、「再得如先任本宮将官陳寅、何良臣輩、教而用之、七千士卒、足抵十万。」とあり、京營時代における陳寅の評価の一端を窺うことができる。

(12) この敗戦が契機となり、經理楊鎬は贊画主事丁応泰により弾劾されることになる。丸亀金作「朝鮮宣祖朝における明丁応泰の誣奏事件」(『歴史学研究』八一・九・一〇、一九三八年)、李啓煌「慶長の役の最末期における「丁応泰誣奏事件」と日・明将らの講和交渉」(『日本史研究』三八九、一九九五年、のち同『文禄・慶長の役と東アジア』臨川書店、一九九七年に再録)、等参照。

(13) 柳成龍宗孫家所蔵『唐将書帖』乾(朝鮮総督府、一九三四年)には、陳寅が朝鮮重臣柳成龍に送った書状が所収されている。陳寅が蔚山での戦闘後、漢城滞在中に送ったものであるうか。『唐将書帖・唐将詩畫帖解説』(朝鮮総督府、一九三四年)、中村栄孝「柳成龍家の壬辰・丁酉倭乱史料」(『日鮮関係史の研究』中、吉川弘文館、一九六九年)、参照。

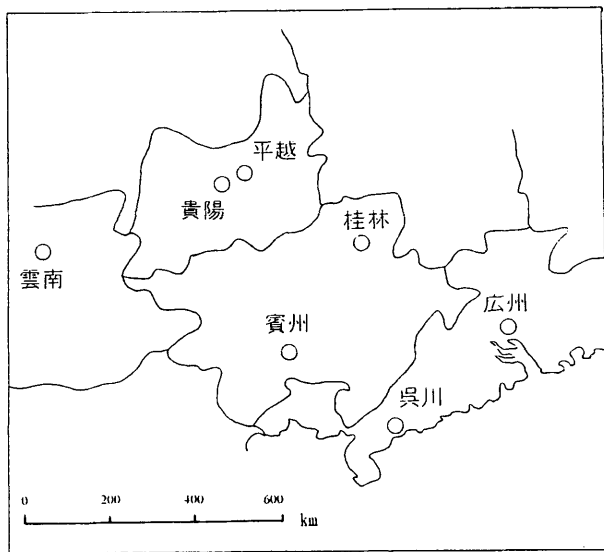
(14) 拙稿「日本式鉄砲」四四—四八頁。

(15) 『平播全書』巻七「破園塘報」、等参照。

(16) 『北京図書館古籍珍本叢刊』所収。

(17) 註(16)に同じ。

(18) なお、朝鮮の役において捕虜となった日本兵が、明朝における火器普及に影響を与えたことについては、拙稿「朝鮮の役における日本兵捕虜—明朝による連行と処置」(『東方学』一〇五輯、二〇〇三年)、参照。



明朝末期、西南中国における火器普及の側面(久芳)

程光裕・徐聖謨主編『中国歴史地図』上冊(中国文化大学出版社、1980年)をもとに作成。